

日本法令外国語訳推進会議における検討・作業の基本方針（案）

令和2年●月●日策定

第1 法令用語日英標準対訳辞書（以下「辞書」という。）の充実・改訂

本会議における辞書の充実・改訂は、辞書5頁ないし11頁記載の方針を踏まえつつ、以下のとおり行う。

1 辞書の在り方について

(1) 辞書の提供媒体について

これまでも日本法令外国語訳データベースシステム（以下「JLT」という。）を通じて電子媒体としてサービス提供してきており、利用者の利便性の観点からも、辞書が電子媒体であることを念頭に辞書の整備を行う。

(2) 辞書の利用者について

様々な辞書の利用者が想定されるところ、辞書が高品質で統一性のある法令英訳を提供するための不可欠なツールであることから、辞書の利用者として最も配慮されるべきユーザーは法令の翻訳者であり、当該翻訳者を念頭に辞書の整備を行う。

2 収録用語の選定方針について

(1) 法律用語以外の用語（役職名や一般用語を含む）の掲載を積極的に検討する。

辞書の存在意義が法令を英訳すること又はその作業を効率化することであることを考慮し、役職名を含め、法律用語以外の用語であっても、積極的に掲載を検討する。一般用語については、一般の和英辞典で対応できる用語は掲載不要であるが、法令中によく使用され、その訳語の選択について翻訳者が迷うような用語は、積極的に掲載する。

(2) 関係府省庁が実際に使用してきた訳語や使用を希望する訳語も積極的に掲載する。

推進会議の決定と異なる訳語を関係府省庁が実際に使用してきた場合又は使用を希望する場合は、当該訳語も辞書に掲載する。また、注書等で説明を付すことで両者の違いが明確になるように心掛ける。

3 掲載表記について

(1) 翻訳者の利便性の向上や誤訳の防止のため、必要に応じて、訳語の使い分けや注書、用例の掲載を検討する。

(2) 関連する訳語や複合語の掲載は最小限とする。

(3) 名詞については、複数で用いるのが通例である場合を除き、単数形で示す。

4 追加候補用語等の提出方法について

- (1) 事務局は、各府省庁に対し、新規に辞書に掲載すべき追加候補用語又は既存の収録用語の修正等に関する意見について、法令の翻訳案提出時等に併せて提出するよう依頼する。
 - (2) 各構成員は、事務局への品質チェック結果の回答の際、追加候補用語等を別紙 1 に記載の上、併せて送付する。
 - (3) 事務局から、追加候補用語等がある場合も、別紙 1 に記載する。
- 5 検討準備について
- 訳語検討に当たって、事務局は以下の準備作業を行う。
- (1) 追加候補用語が、使用されている法令の数を e-Gov で検索するなどして調べる。
 - (2) 追加候補用語が、JLT で使用されている法令の数及び使用されている回数を JLT の文脈検索機能で検索するなどして調べる。
 - (3) 関係する用語や訳語が、辞書に掲載されていないかを調べる。
 - (4) 追加候補用語の過去の変更履歴の有無を調べる。
- 6 検討回数について
- (1) 以下の場合においては、1 回の会議で決定する。
 - ア 使い分けや注書・例を追加・変更・削除するなど、訳語そのものを変更しない場合
 - イ 追加候補用語が使用されている法令が 3 法令以下（法律，施行令，規則，関係する告示・通達 は 1 法令とみなす）の場合
 - ウ 追加候補用語が使用される場面が限定的と思料される場合
 - (2) 同一の用語について、2 回の会議で訳語が決定しない場合は、座長が選ぶ訳語に決定することとする。または、座長の判断により 3 回目の会議で検討する。
- 7 日本法令外国語訳推進会議の開催等について
- (1) 全体会は、原則、年 2 回の開催とする。
 - (2) 議案処理の迅速化を図るため、部会制を導入することができ、部会を開催する場合は、次のとおりとする。
 - ア 各部会の構成員は、別に定めることとし、必要に応じ、有識者の参加を認め、意見を聴くことができる。
 - イ 各部会で検討する用語は、検討する用語の数、構成員等の専門分野等を考慮し、座長が決定する。
 - ウ 上記 4 (2) により各構成員等から意見が提出された場合、当該意見については意見を提出した構成員が所属する部会で検討する。
 - エ 他部会へのオブザーバー参加を認める。
 - オ 事務局は、各部会での検討結果を、他部会構成員へ提供するものとする。

第2 翻訳の品質の検証

1 チェック種類の決定について

座長は、法令ごと、原則として以下の基準によって、チェック種類1から3を指定する。

- チェック種類1 民法等、基本法に属し、新規翻訳された法律
- チェック種類2 チェック種類1以外の法律（基本法の改正法を含む。）
- チェック種類3 政省令以下

2 検査担当の決定について

検査の担当は、以下の点を総合的に考慮し、座長が推進会議構成員又は上記7(2)ア記載の有識者の中から指名する。

なお、法令の重要性に鑑み、座長の判断により検査担当を会議体とする場合もある。

- (1) 当該法令の翻訳の重要性
- (2) 各構成員等の専門分野との関連性の程度
- (3) 各構成員等に対するチェック依頼の数
- (4) 当該法令と上位又は下位の関係にある法令のチェック担当実績
- (5) 当該法令のチェック種類

3 第一次検査（暫定公開のための品質チェック）について

第一次検査の対象は、座長が必要と認めた法令とし、検査の担当は上記2のとおり座長が決定する。

検査担当者は、第一次検査の対象となる法令の翻訳原案が、暫定的な公開に耐え得るものかどうかをチェックする。

(1) チェック方法

原則として、サンプルチェックの方法によることとし、チェックする分量の目安は、全ページの10%（全体が50頁以下の場合には、少なくとも5ページ）、又は20ページのいずれか少ない方とする。

チェックする箇所の抽出に当たっては、チェック範囲が一部に偏ることのないように配慮するとともに、チェックする法令が改正対応の場合、改正があった部分をチェックするなど、効率的なチェックとなるよう留意する。

(2) 回答期限

事務局への回答期限は、検査担当者が検査法令を受領後、原則2週間とする。

(3) 回答方法

別紙2の法令翻訳品質チェックシート「第一次検査」欄を記入して、チェック結果を回答する。

4 法務省ネイティブアドバイザーによるネイティブチェックについて

第一次検査を終えた法令及び第一次検査を省略した法令について、法務省ネイティブアドバイザーによるネイティブチェックを行う。チェック類型1の法令は、原則、ネイティブチェックを行うこととし、チェック類型2の法令は、チェック類型3の法令より優先してネイティブチェックを行うこととする。

なお、ネイティブチェックは、主に「英語を母国語とする者からみて、自然な英語となっているか。」という観点から、翻訳原案をチェックする。

5 第二次検査について

第二次検査の担当は、上記2のとおり座長が決定する。なお、第一次検査を行った法令は、原則、第一次検査を担当した者とする。

検査の対象は、翻訳原案とし、ネイティブチェックを実施した法令については、同チェック結果の反映翻訳とする。

(1) チェック方法

ア チェック類型1の法令については全文をチェックをする。

イ チェック類型2又は3の法令については、サンプルチェックの方法による。この場合、重点的にチェックする分量の目安は、全ページの10%（全体が50頁以下の場合には、少なくとも5ページ）、又は20ページのいずれか少ない方とする。

重点的にチェックする箇所の抽出は、基本的には検査担当者の裁量によるが、チェック範囲が一部に偏ることのないように配慮し、ネイティブの重要な指摘事項を必ず確認するものとする。

なお、チェックする法令が改正対応の場合は、上記3(1)のとおり、改正があった箇所を抽出し、効率的なチェックとなるよう留意する。

(2) 回答期限

事務局への回答期限は、検査担当者が検査法令を受領後、原則1か月とする。

ただし、上記(1)アの場合は、座長が検査担当者の意見を聞いた上で定める期間とする。

(3) 回答方法

別紙2の法令翻訳品質チェックシート「第二次検査」欄を記入して、チェック結果を回答する。

ただし、ネイティブチェック実施法令について、同チェック結果を反映することが相当でないと認められる場合は、原案を対象として評価を行い、コメント欄に意見等を記載するものとする。